

【資料2-1】

平成28年10月17日

第2回社会福祉審議会資料

県立社会福祉施設のあり方について

(意見具申)

[案]

平成28年 月 日

福島県社会福祉審議会

目 次

○ はじめに · · · · ·	1
1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性 · · · · ·	2
(1) 社会情勢の変化による新たな課題等	
(2) 見直しの必要性	
2 県立社会福祉施設の役割 · · · · ·	6
(1) 県が果たすべき役割	
(2) 民間に期待される役割	
(3) 今後、県に求められる役割	
3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性 · · ·	8
4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方針 · · · · ·	9
○ むすびに · · · · ·	25

【参考資料】

(1) 県立社会福祉施設（入所）一覧 · · · · ·	26
(2) 社会福祉審議会委員名簿 · · · · ·	27
(3) あり方専門分科会委員名簿 · · · · ·	28
(4) 審議経過 · · · · ·	28
(5) 県立社会福祉施設のあり方について（意見具申）	

福島県社会福祉審議会 平成 16 年 2 月 18 日 · · · · 別冊

1
2 はじめに
3

4 福島県社会福祉審議会では、急速な少子高齢化や核家族化の進展、介護
5 保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、
6 施設の役割や今後の方向性について調査審議し、県立社会福祉施設のあり
7 方について、県に対して平成16年2月に意見具申を行った。

8 県では当審議会の意見を踏まえ、同年3月に「県立社会福祉施設（入所）
9 のあり方見直しについて」を策定し、10施設を民間へ移譲し、6施設に
10 指定管理を導入するなど進捗管理をしながら見直しに取り組んできたとこ
11 ろであるが、10年余りが経過し、改めて検討する時期に来ている。

12 また、平成25年3月に県が策定した福島県保健医療福祉復興ビジョンで
13 は、「人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、
14 障がい者、すべての人が健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせ
15 る新しいふくしま」を目指すこととしており、この理念の下、県立社会福祉
16 施設の利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスが提供できるよう行
17 政や民間がより一層様々な連携を図っていく必要がある。

18 このため、当審議会では、平成28年6月に「県立社会福祉施設のあり
19 方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設のあり方について調査審議し
20 てきたが、このほど、県立社会福祉施設の担うべき役割やこれからの方
21 向性などを本書のとおり取りまとめ、県に意見具申することとした。

22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性

3 (1) 社会情勢の変化による新たな課題等

4 ① 法制度の改正等

5 前回の見直し以降、県立社会福祉施設関係の法令については、平成1
6 年の「発達障害者支援法」制定を始め、配偶者からの暴力の防止及び
7 被害者の保護等に関する法律などが改正されている。そのうち、乳児院
8 や障がい児・者関係施設に関する法令が、下記のとおり大幅に改正さ
9 れている。

10 (乳児院)

11 「児童福祉法」が平成16年に改正され、乳児院及び児童養護施設の
12 入所児童に関する年齢要件が見直しされ、安定した生活環境の確保等に
13 より特に必要がある場合には、乳児院に2歳以上の幼児を、児童養護施
14 設に2歳未満の乳児を入所させることができるものとした。

15 (障害児入所施設)

16 「児童福祉法」が平成24年に改正され、障がい児の定義の見直しに
17 より、身体障がいと知的障がいに加えて精神障がい（「発達障害者支援法」
18 第2条第2項に規定する「発達障害児」を含む）が追加された。

19 また、障がい種別（知的・盲ろうあ・肢体不自由・重症心身障がい等）
20 ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態別に区分
21 され、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編・一元化された。

22 なお、より身近な地域で支援が受けられるよう「障害児通所支援」に
23 は、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等が創設された。

24 このほか、18歳以上の入所者については、子どもから大人にわたる
25 支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点
26 から障がい者施策（「障害者総合支援法」）で対応することとされた。

27 なお、経過措置は、平成30年3月までとされており、当該期限まで
28 に18歳以上の入所者の地域生活移行など個別支援が必要となる。

1
2 (障害者支援施設)

3 「障害者自立支援法」が平成18年に制定され、身体障がい者及び知
4 的障がい者に、精神障がい者を加え、制度が一元化された。

5 また、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がいのあ
6 る方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な「障害福祉サービ
7 ス」や相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系が抜本的に見直さ
8 れた。

9
10 「障害者総合支援法」が平成25年に制定され、「障害福祉サービス」
11 の充実など障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するため、「障
12 害支援区分」の創設や重度訪問看護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介
13 護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化などの見直しが図られ
14 た。

15 また、障がい者の定義が見直され、難病等を抱える方も障がい者に加
16 えられた。

17
18 ② 施設利用者の状況の変化

19 県立社会福祉施設の利用者についても、各施設とも内容は異なるものの、
20 それぞれ利用者の状況が変化しており、これに伴い新たな課題が生じてい
21 る。

22
23 (婦人相談所・婦人保護施設)

24 婦人保護施設では、ドメスティック・バイオレンスが社会問題となる
25 中、その被害者の相談や保護が主たる業務となっている。近年、複数人
26 の同伴児と入所する女性が増加しており、入所する女性については、家
27 事等の生活スキルが身についておらず、センターにおいて自立支援が必
28 要なケースが増えていることから、入所が長期化する傾向にある。

29
30 (児童自立支援施設)

31 児童自立支援施設では、非行は減少しているものの、虐待や障がいに起
32 因する問題行動を抱える児童が増加しており、児童相談所との密な連携が
33 求められている。

1
2 (乳児院)

3 乳児院では、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児
4 の受け入れが期待されているほか、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安
5 定した生活が継続できるよう乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育
6 環境が求められている。

7
8 (障害児入所施設)

9 「医療型障害児入所施設」では、入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、発達障がい等を中心とした小児科・精神科等の受診が大幅に増加している。

10
11 「福祉型障害児入所施設」では、大笹生学園（知的障がい児）、郡山光
12 風学園（ろうあ児）とも入所児童は減少傾向にあるが、障がいの重度化や
13 身体・知的・発達障がいなどの重複障がいに対応するため、医療的ケアや
14 特別支援教育との連携が求められている。

15
16 (障害者支援施設)

17 「障害者支援施設」では、入所者の高齢化や障がいの重度化、重複化
18 により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活
19 での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。

20
21 (太陽の国関連施設)

22 太陽の国病院では、施設での看取りに取り組んでおり、入院患者が減
23 少している。

24 厚生センターや勤労身体障がい者体育館では、利用者の高齢化や近隣地
25 域における施設整備等により、利用者が減少している。

1
2 (2) 見直しの必要性
3

4 県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成16年2月18日
5 の本審議会の意見具申を踏まえ、県では同年3月30日に「県立社会福祉
6 施設のあり方見直しについて」を策定し、これまで10施設を民間に移譲
7 し、6施設に指定管理制度を導入するなど工程管理を行いながら、見直し
8 を進めてきた。

9
10 この見直しから10年余が経過し、前述のような法制度改正や施設利用
11 者の状況など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課
12 題等も生じていることから、見直しを行う必要がある。

13
14 また、太陽の国については、平成18年度から指定管理者制度を導入し
15 て以来、利用者本位のサービス提供に努めている。

16 しかし、「障害者支援施設」(ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・かえで荘)
17 における入所者の高齢化、障がいの重度化に伴う課題だけではなく、関連
18 施設においても利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱えていること
19 から、全体的な見直しを行う必要がある。

2 県立社会福祉施設の役割

県立社会福祉施設の役割を検討するに当たって、前回の意見具申において整理した行政と民間との役割分担について、あらためて触れておきたい。

前回の見直しにおける「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」は、次のとおり整理されている。

(1) 県が果たすべき役割

- ①市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的、技術的なサービスの実施や市町村への助言、支援などを行うこと。
- ②市町村等と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。
- ③民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行うこと。

(2) 民間に期待される役割

- ①施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められる。
- ②企業は、地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれる。

こうした考え方は、大枠では現在でも大きな変更はなく、今回のあり方検討においても、その延長線上で議論すべきであると考えられるため、上記のような行政と民間の役割分担を踏襲した上で、「今後、県に求められる役割」を検討することとした。

(3) 今後、県に求められる役割

前回の意見具申において、「行政と民間の役割分担を踏まえ、県としてやるべきこと、県でなければできないことに重点化するとすれば、これから県立社会福祉施設が担うべきは下記のとおりである」として、次のとおり整理されている。

1
2 (今後も県が運営する必要がある施設の考え方)
3

- 4 ①法令上、県が設置する必要がある施設
- 5 ②県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノ
ウハウや人材確保、採算上から民間で対応していくことが困難な施設
- 6 ③高度、専門的、技術的なサービスを必要とするなど、ノウハウや人材確
保の面から、民間で対応していくことが困難な施設
- 7 ④セーフティーネットを担うなど、採算上から民間の参入が見込めない施
8 設

9
10
11 これらについても、今回のあり方検討において、「今後も県が運営する必
12 要がある施設の考え方」として継承すべきと考える。

13
14 一方で、冒頭でも整理したように、法制度の改正や施設利用者の状況の
15 変化等への対応も必要である。

16
17 すなわち、県は広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフ
18 ティーネットなど従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状
19 況の変化等に伴う新たな課題に対応していくことが求められている。

20
21 そのためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方
22 向性」を明確にしたうえで、その方向性に沿って人的・財政的な資源を新た
23 な課題への対応に振り向けていく必要がある。

24
25 また、民間に任せられるものは民間へという前回のあり方検討における
26 考え方を踏襲し、各施設について現在も引き続き県立施設として果たすべ
27 き役割があるかについても、再度、検証すべきであると考える。

28
29 このため、新たな課題への対応のための指針となる「県立社会福祉施設の
30 あり方検討に当たっての基本的な方向性」において整理しておく。

3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性

前述の法制度の改正や利用者の状況の変化及び県立社会福祉施設の役割を踏まえ、県として広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティーネットなどの役割を適切に果たしつつ、今後、新たな課題への対応として、どのようなところに力を入れていくべきかといった基本的な方向性について、次のとおり整理した。

- ① 障がいがある方も地域でともに暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県はグループホーム等の地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、施設利用者及びその家族の希望に沿った生活を支援するために、サービスの選択肢を準備できるように施策を推進していく必要がある。
- ② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を促進する必要がある。
- ③ 入所者の生活の質の向上を図る観点から、地域生活への移行が難しい入所者もいることも配慮に入れ、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要がある。

また、民間に任せられるものは民間にという考え方の下、あり方を検討すべきであるが、県立施設の運営を民間に移行する際は、山間部など採算の面から民間ではサービスを維持できない地域の住民に配慮すべきである。

なお、県立社会福祉施設として、運営を継続していくに当たっては、地域のニーズを踏まえ、要援護者に対する支援など、地域における役割を積極的に果たすべきであると考える。

これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」について整理する。

1 4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方針

2
3 (1) 婦人相談所・婦人保護施設

4 ①女性のための相談支援センター

5 (施設の果たしてきた役割)

6 女性のための相談支援センターは、現在、「売春防止法」及び「配偶者
7 からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき支援が必要
8 な女子等を早期発見し、相談、調査、指導等を行うほか、一時保護から
9 長期保護までを行う役割を担っている。

10
11 (これまでの見直し状況等)

12 前回のあり方検討において示された「婦人相談所と一体的に県自らが
13 女性保護政策の中核施設として運営する」という方向性を踏まえ、平成
14 16年度より、旧しゃくなげ寮（婦人保護施設）と婦人相談所を統合し、
15 移転改築し、女性のための相談支援センターとして県直営で運営してい
16 る。

17
18 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

19 前回の見直し以降、複数人の同伴児と入所する女性が増加しているが、
20 就労するための保育所確保の困難さや家事等の生活スキル獲得等自立支
21 援が必要なケースがあるなど、複数の要因が重なり、入所が長期化する
22 傾向にある。

23
24 (課題を踏まえた今後の方針)

25 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。

26
27 また、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキル獲得が必要な女性に
28 対しては、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。

1 (2) 児童自立支援施設

2 ①福島学園

3 (施設の果たしてきた役割)

4 福島学園は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環
5 境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又
6 は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行
7 い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行
8 う役割を担っている。

9

10 (これまでの見直し状況等)

11 前回のあり方検討において示された「法定必置機関であることから、
12 入所定員を見直し、処遇の充実と効率的な運営を進める」という方向性
13 を踏まえ、県直営を継続するとともに、平成16年度より福島学園自立
14 支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所の間で協議の上、入所児童
15 への自立支援計画を策定し、入所児童の生活指導等に取り組んできた。

16

17 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

18 非行児童は減少しているものの、虐待や発達障がいに起因する問題行
19 動を抱える児童や児童養護施設での暴力行為等の不適応行動により措置
20 変更となる児童の入所が増えている。

21

22 (課題を踏まえた今後の方向性)

23 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。

24

25 また、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援につ
26 いては、引き続き、児童相談所との連携を図りながら、取り組んでいく必
27 要がある。

1 (3) 乳児院

2 ①若松乳児院

3 (施設の果たしてきた役割)

4 若松乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由
5 により特に必要のある場合には幼児を含む）を入院させて、これを養育
6 し、併せて退院した者について相談その他の援助を行う役割を果たして
7 きた。

8 (これまでの見直し状況等)

9 前回のあり方検討において示された「一貫した養育環境の確保を視野
10 に入れ、国の動向を見ながら今後検討する」という方向性を踏まえ、「乳
11 児養護体制のあり方に関する検討会」において、「医療的ケアの確保」と
12 「一貫した養育環境の確保」という2つの方向性が取りまとめられてい
13 ることから、その具現化の可能性を検討してきた。

14 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

15 里親のもとでは養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが
16 期待されており、医療機関との連携が課題となる。

17 また、乳児院には、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活
18 が継続できるよう、乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が
19 求められている。

20 なお、全国的には、134カ所中、都道府県立は4カ所となっており、
21 社会福祉法人や日赤等への移譲が進められている。

22 (課題を踏まえた今後の方向性)

23 本施設には、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されている
24 ことを踏まえれば、医療機関との連携を図る必要がある。また、2歳前
25 後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から
26 少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設
27 も検討する必要があることから、これらの可能性を検討していくべきで
28 ある。

1 (4) 医療型障害児入所施設

2 ①総合療育センター

3 (施設の果たしてきた役割)

4 総合療育センターは、主に肢体不自由児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療による支援を行う役割を果たしてきた。

9 (これまでの見直し状況等)

10 前回のあり方検討において示された「療育体制の中核機関及び地域療
11 育体制支援拠点機能を強化し、県立施設として運営する」という方向性
12 を踏まえ、平成17年度から肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業を開始するとともに、平成18年度には発達障がい者支援センター、平
14 成19年度にはリハビリテーション科を設置するなど強化に努めた。

15 また、県立医大の支援を受けながら、常勤医の増員等を図ってきた。

17 なお、日中一時支援、短期入所など在宅の身体障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。

21 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

22 入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行
23 し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、
24 発達障がい等を中心とした小児科・精神科などの受診が大幅に増加して
25 いる。

28 (課題を踏まえた今後の方向性)

29 引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要がある。

1 (5) 福祉型障害児入所施設

2 ①大笹生学園

3 (施設の果たしてきた役割)

4 大笹生学園は、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指
5 導及び独立自活に必要な知識・技能の付与による支援を行う役割を果た
6 してきた。

7 (これまでの見直し状況等)

8 平成 20 年度に大笹生学園親の会から県議会に対し、施設老朽化にかかる「建替」を求める請願が提出され 12 月定例会で採択された。平成 22 年に『大笹生学園のあり方検討会議』を開催し、前回のあり方検討において示された「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」という方向性を踏まえ、改築に関する基本計画の策定と引き続き社会福祉法人への移譲等について検討していくことを確認し、新園舎を建設した。

9 また、日中一時支援、短期入所など在宅の知的障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。

10 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

11 前回見直し時点に比べ、入所児童数はゆるやかな減少傾向にあるが、入所児童の半数以上が重度又は最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い。

12 また、新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込みなどを分析し、その上で、将来的な移譲等について検討を進める必要がある。

13 (課題を踏まえた今後の方向性)

14 新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、将来的な社会福祉法人への移譲等について今後のあり方を検討する必要がある。

1

2 **②郡山光風学園**

3

4 (施設の果たしてきた役割)

5

6 郡山光風学園は、主に聴覚障がい児を入所させて、保護、日常生活の
7 指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与による支援を行う役割を果
8 たしてきた。

9

10 (これまでの見直し状況等)

11

12 前回のあり方検討において示された「施設のあり方や運営の方策を検
13 討する」という方向性を踏まえ、平成 16 年度から郡山光風学園と聾学校
14 寄宿舎との役割分担等を協議し、施設の在り方について検討を進めてき
15 たが、平成 20 年度に県中児童相談所一時保護所が 2 階に併設されたこ
16 とにより、検討が中断している。

17

18 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

19

20 県内唯一の聴覚障がい児を主たる対象とする施設であるが、実際には、
21 知的障がい、発達障がい等との重複や、家庭環境等保護者による養育が
22 適当でない児童など、生活全般の支援が必要な児童が入所している。

23

24 また、「障害者自立支援法」の施行に伴い、入所については原則として
25 措置から契約方式に移行したことや聾学校寄宿舎による受入対象の拡大
26 により、入所児童が減少する一方で、日中一時支援、短期入所など在宅
27 の聴覚障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。

28

29 (課題を踏まえた今後の方向性)

30

31 今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援
32 教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方について、検討し
33 ていく必要がある。

34

1
2 ③ばんだい荘わかば

3 (施設の果たしてきた役割)

4 ばんだい荘わかばは、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与の支援を行う役割を果たしてきた。

7
8 (これまでの見直し状況等)

9 前回のあり方検討において示された「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。

13
14 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

16 行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所児童が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化しつつある。

20 また、精神障がいを併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えている。

23
24 (課題を踏まえた今後の方向性)

25 「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、専門的なケアを充実させるために、医療機関等との連携を図る必要がある。

29 また、ばんだい荘あおば・わかばは機能的に一体として運営されており、合築施設であることから、両施設併せて、強度行動障がいを併せ持つ者や医療的ケアを必要とする者、虐待、触法などの処遇困難者を受け入れる役割を果たすため引き続き県立施設として運営するか、重度障がい児・者の受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討していく必要がある。

1 (6) 障害者支援施設

2 ①太陽の国ひばり寮

3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国ひばり寮は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」
5 を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」
6 を行う役割を果たしてきた。

7 (これまでの見直し状況等)

8 前回のあり方検討において示された「県内唯一の肢体不自由者更生施
9 設のため、民間サービス提供体制が整うまでは、県立施設として運営す
10 るとともにに入所定員を縮小する」という方向性を踏まえ、平成18年度か
11 ら「障害者支援施設」及び関連施設を一括して公募し、指定管理者を選
12 定・委託している。また、平成25年9月27日から福祉避難所として、
13 西郷村の指定を受けている。

14 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

15 高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用
16 が増加するとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを
17 要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くな
18 り、要望する地域生活の移行先では、十分な支援が得られない等の理由
19 から、入所期間が長期化している。

20 この他、現在は、機能訓練ができる民間施設も整備されてきており、
21 県立施設である意義が薄れている一方で、入所者が高齢化・重度化する
22 中、施設内で機能訓練ができるといったサービスの質を維持するためには、
23 引き続き県立施設として運営していく必要もある。

24 (課題を踏まえた今後の方向性)

25 「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進
26 めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行なが
27 ら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのか
28 検討していく必要がある。

29 また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機
30 関等との連携を図る必要がある。

1
2 ②太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘
3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘は、障がいのある方に対し、
5 夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓
6 練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。

7
8 (これまでの見直し状況等)

9 前回のあり方検討において示された「大規模施設は段階的に規模を縮
10 小する。処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担
11 う施設は、県立施設として運営する」という方向性を踏まえ、平成18年
12 度から「障害者支援施設」及び関連施設を一括して公募し、指定管理者
13 を選定・委託している。また、平成25年9月27日から福祉避難所とし
14 て、西郷村の指定を受けている。

15
16 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

17 高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用
18 が増加している。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケア
19 を要する入所者や精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者が増
20 加している。

21 この他、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での
22 支援等では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化し
23 ている。

24
25 (課題を踏まえた今後の方向性)

26 「障害福祉サービス事業所」との連携を更に深め、地域移行を着実に
27 進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行な
28 がら、強度行動障がいを併せ持つ者や医療的ケアを必要とする者、虐待、
29 触法などの処遇困難者を受け入れる役割を果たすため、引き続き県立施
30 設として運営するか、高齢化の対応や重度障がい者の受け入れが進んで
31 いる社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討していく必要がある。

32 また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機
33 関等との連携を図る必要がある。

34 さらに、引き続き、処遇困難者への対応を行うとともに、民間施設職
35 員への研修機関的な役割を果たしていく必要がある。

1
2 ③ばんだい荘あおば
3

4 (施設の果たしてきた役割)
5

6 ばんだい荘おあばは、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」
7 を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」
8 を行う役割を果たしてきた。
9

10 (これまでの見直し状況等)
11

12 前回のあり方検討において示された「大規模施設は段階的に規模を縮小
13 する。処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担う施
14 設は、県立施設として運営する」という方向性を踏まえ、合築施設である
15 あおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・
16 委託している。

17 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)
18

19 行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所者が多くな
20 り、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間
21 が長期化しつつある。

22 また、自閉症を併せ持つ重度行動障がい者の入所希望が多くなっている
23 とともに、精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者やてんか
24 ん等の医療的ケア等を要する入所者が増えている。

25 (課題を踏まえた今後の方向性)
26

27 「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進め
28 るとともに、専門的なケアを充実させるために、医療機関等との連携を図
29 る必要がある。

30 また、ばんだい荘あおば・わかばは機能的に一体として運営されており、
31 合築施設でもあることから、両施設併せて、強度行動障がいを併せ持つ者
32 や医療的ケアを必要とする者、虐待、触法などの処遇困難者を受け入れる
33 役割を果たすため引き続き県立施設として運営するか、重度障がい児・者の
34 受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討していく必要がある。

1 (7) 太陽の国関連施設

2 ①太陽の国病院

3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国病院は、太陽の国各施設の入所者に対する医療とりハビリテ
5 ーションによる心身の機能回復や公的福祉病院として地域住民の医療に
6 寄与してきた。

7 (これまでの見直し状況等)

8 「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度
9 から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体
10 障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託
11 している。

12 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

13 県全体の医療従事者不足の影響により、常勤医師1名のほか、薬剤師・
14 診療放射線技師の確保が課題となっている。

15 また、施設での看取りの推進などにより、入院稼働率が下がっており、
16 診療体制の見直しを行う必要がある。

17 この他、障がい者の地域移行の推進により、地域生活に移行した障が
18 い者を含む一般在宅医療の提供についても検討を行う必要がある。

19 (課題を踏まえた今後の方針性)

20 太陽の国の利用者に対する医療機関は必要であるため、引き続き、医
21 師を中心とした医療従事者の確保を図るとともに、患者・家族の意思を
22 尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制につい
23 て検討する必要がある。

24 また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を
25 果たすとともに、今後は地域で暮らす障がいのある方のニーズを踏まえ
26 た医療の提供についても検討していく必要がある。

1

2 ②太陽の国厚生センター

3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国厚生センターは、太陽の国各施設の入所者やその家族、事業
5 団職員等の福利厚生施設並びに研修施設として、施設入所者とその家族
6 の面会交流や宿泊、職員や学生等の施設実習、研修の際の会場等に使用
7 してきた。

8 (これまでの見直し状況等)

9 「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度
10 から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体
11 障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託
12 している。

13 また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受
14 けている。

15 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

16 市街地にホテルが建設され、料金も安価に設定されていることから、
17 施設宿泊者が少ない状況である。また、入所者の家族の高齢化に伴い、
18 施設への来訪ができなくなり、宿泊施設としての利用が減少している。

19 また、施設の利用時間及び利用料金については、条例等で規定されて
20 おり、指定管理者の裁量では決めることができない。さらに、その利用
21 料金は、県の収入になるため、利用者数が増えても指定管理者の収入が
22 増えることがなく、インセンティブが働く状況にある。

23 (課題を踏まえた今後の方向性)

24 当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合
25 は、施設の廃止を検討していく必要がある。

26 また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような
27 仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活
28 用の方策を検討していく必要がある。

1

2 **③勤労身体障がい者体育館**

3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国勤労身体障がい者体育館は、勤労身体障がい者のスポーツ振
5 興及び福祉の増進を図り、もって心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に
6 寄与することを目的に設置され、入所者や地域の方々に利用されてきた。

7

8 (これまでの見直し状況等)

9 「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度
10 から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体
11 障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託
12 している。

13 また、地域の一般住民の避難所として、開放している。

14

15 (利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等)

16 太陽の国の入所者の高齢化や障がいの重度化により、入所者の利用が
17 少ない状況であるとともに、近隣の市町村の体育館整備が進んだことによ
18 り、一般の利用者は、ある程度固定化され、利用が伸び悩んでいる。

19 また、厚生センターと同様に施設の利用時間及び利用料金については、
20 条例等で規定されており、指定管理者の裁量では決めることができない。
21 さらに、その利用料金は、県の収入になるため、利用者数が増えても指
22 定管理者の収入が増えることがなく、インセンティブが働くかない状況に
23 ある。

24

25 (課題を踏まえた今後の方向性)

26 当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合
27 は、施設の廃止を検討していく必要がある。

28 また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような
29 仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活
30 用の方策を検討していく必要がある。

1

2 **④太陽の国中央公園・管理センター**

3 (施設の果たしてきた役割・課題等)

4 太陽の国中央公園は、太陽の国 施設利用者や地域住民の憩いの場と
5 しての利用に供するために設置され、入所者や地域の方々に利用されて
6 きた。

7 太陽の国管理センターは、太陽の国各施設間の連絡調整、敷地管理、
8 各種研修受入、各共通施設の管理・運営などの業務を行ってきた。また、
9 施設の独立化のため、合併浄化槽や単独ボイラーを設置した。

10

11 **(課題を踏まえた今後の方向性)**

12 中央公園、管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見
13 直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。

14

15 **⑤給食センター・洗濯センター**

16 (施設の果たしてきた役割・課題等)

17 太陽の国給食センターは、太陽の国各施設及び西郷養護学校の給食の
18 調理・配送を、洗濯センターは、入所者の衣類等の洗濯・乾燥・集配送
19 を行ってきた。

20

21 **(課題を踏まえた今後の方向性)**

22 現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較す
23 るなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する必要が
24 ある。

1

2 **⑥終末処理場**

3 (施設の果たしてきた役割・課題等)

4 太陽の国終末処理場は、太陽の国各施設からの下水の集中処理を行つ
5 てきた。

6 老朽化している終末処理場の廃止に向け、県立施設については、合併
7 処理槽を設置したが、社会福祉事業団に移譲した施設への合併処理槽設
8 置が終わっていない状況にある。

9

10

11 **(課題を踏まえた今後の方針)**

12 社会福祉事業団に移譲した施設の合併処理槽の設置状況を踏まえ、計
13 画的に施設を廃止する必要がある。

14

15

16

17

18 **⑦エネルギーセンター**

19 (施設の果たしてきた役割・課題等)

20 太陽の国エネルギーセンターは、ボイラーによりつくられた高温水を
21 高架上のパイプラインを通じて太陽の国各施設へ供給することにより、
22 一括して熱源を供給してきた。

23 各施設の独立化のため、各施設に単独ボイラーを設置し、エネルギーセ
24 ンターを廃止した。

25

26

27

28 **(課題を踏まえた今後の方針)**

29 煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残つ
30 ている施設を計画的に撤去する必要がある。

1

2 **⑧白樺寮**

3 (施設の果たしてきた役割)

4 太陽の国白樺寮は、太陽の国の職員の福利厚生施設として、職員の住
5 居を提供してきた。

6

7 (課題を踏まえた今後の方向性)

8 人材確保のため福祉厚生の充実が必要である一方で、民間アパートも
9 充実してきていることから、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建
10 替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。

1
2 むすびに
3

4 本意見具申は、県立社会福祉施設の設立された経緯・背景のほか、地域
5 においてそれぞれの施設が果たしてきた役割を踏まえた上で、利用者の状
6 況や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、それぞれの施設が
7 今後どうあるべきかといった観点から調査審議し、その基本的な方向性に
8 について提言したものである。

9
10 県においては、本提言を踏まえ早急に方針を固め、具体的な手順・方策や
11 時期など、きめ細かに検討していく必要がある。

12
13 また、その検討にあたっては、利用者やその家族の幸せな生活の実現と
14 いった視点を第一に、実行に向けた詳細な計画を策定するとともに、計画
15 策定後においても、今後の制度改正等に対応しながら、進行管理をしっかりと
16 行っていく必要がある。

17
18 加えて、施設が老朽化している施設については、ただ単に新しく建替えるのではなく、利用者やその家族が何を求めているのかをしっかりと把握
19 した上で、費用と効果を十分に検証しながら、医療や教育など福祉以外の
20 分野との連携やあるべき施設の機能規模、他の地域への移転や他施設への
21 転換の可能性なども検討していく必要がある。

22
23 なお、民間への移譲・指定管理の導入等を行うに当たっては、施設運営及び
24 利用者サービスの円滑な引継が行われるよう努めるとともに、利用者やそ
25 の家族に不安を与えることがないよう、十分な配慮が必要である。

26
27 本意見具申が、これから福島県が目指す「人と地域のつながりに支え
28 られ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が健康
29 で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしま」の実現
30 に貢献できれば幸いである。

31
32
33
34

県立社会福祉施設(入所) 一覧

施設種別	施設名	所在地	開設年度	定員	運営方法
婦人相談所	女性のための相談支援センター	福島市	S33	20	直営
婦人保護施設					
児童自立支援施設	福島学園	須賀川市	S23	50	直営
乳児院	若松乳児院	会津若松市	S26	40	直営
医療型障害児入所施設	総合療育センター	郡山市	S38	80	直営
福祉型障害児入所施設	大笹生学園	福島市	S26	50	直営
	郡山光風学園	郡山市	S24	20	直営
	ばんだい荘わかば	猪苗代町	S43	40	指定管理
障害者支援施設	太陽の国ひばり寮	西郷村	S59	100	指定管理
	太陽の国けやき荘	西郷村	S49	100	指定管理
	太陽の国かしわ荘	西郷村	S50	100	指定管理
	太陽の国かえで荘	西郷村	S55	100	指定管理
	ばんだい荘あおば	猪苗代町	H10	60	指定管理

太陽の国関連施設 一覧

太陽の国関連施設	太陽の国病院	西郷村	S57	-	指定管理
	太陽の国厚生センター	西郷村	S54	-	指定管理
	勤労身体障がい者体育館	西郷村	S51	-	指定管理
	太陽の国中央公園	西郷村	S53	-	指定管理
	管理センター	西郷村	S50	-	委託管理
	給食センター	西郷村	S49	-	委託管理
	洗濯センター	西郷村	S50	-	委託管理
	終末処理場	西郷村	S54	-	委託管理
	エネルギーセンター	西郷村	S53	-	委託管理
	白樺寮	西郷村	S50	-	委託管理

※指定管理及び委託管理の委託先は、すべて社会福祉法人福島県社会福祉事業団である。

福島県社会福祉審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
野 崎 洋 一	日本赤十字社福島県支部 事務局長	
鈴 木 千 賀 子	福島県社会福祉協議会 常勤副会長	副委員長
島 野 光 正	福島県社会福祉士会 会長	
齋 藤 正 博	福島県民生児童委員協議会 会長	
富 塚 ま り 子	福島県ボランティア連絡協議会 事務局長	
星 光 一 郎	福島県社会福祉施設経営者協議会 会長	
菊 地 洋 子	福島県授産事業振興会 副会長	
高 村 ト ミ 子	福島県手をつなぐ親の会連合会 副会長	
吉 原 秀 一	福島県精神保健福祉社会連合会つばさ会 副会長	
渡 部 京 子	福島県老人クラブ連合会 副会長	
佐 藤 邦 昭	福島県保育協議会 副会長	
吉 川 三 枝 子	福島県婦人保護推進会 会長	
常 盤 峻 士	福島県医師会 常任理事	
板 垣 俊 太 郎	福島県立医科大学 講師	
鈴 木 庸 裕	福島大学大学院 教授	委員長
新 田 さ や か	東日本国際大学 准教授	
原 野 明 子	福島大学 准教授	
阿 部 亞 巳	福島県弁護士会 子どもの権利に関する委員会委員	
鈴 木 千 賀 子	福島労働局雇用環境・均等室 室長	
佐 藤 明 子	福島県PTA連合会 母親代表理事	
新 野 洋	福島県市長会 監事（二本松市長）	
馬 場 孝 允	福島県町村会 副会長（昭和村長）	
渡 部 光 子	福島県婦人団体連合会 副会長	
渥 見 和 夫	公募委員	
児 島 て い	公募委員	

福島県社会福祉審議会 県立社会福祉施設のあり方専門分科会委員名簿

氏名	所属	備考
鈴木 千賀子	福島県社会福祉協議会 常勤副会長	会長
島野 光正	福島県社会福祉士会 会長	
菊地 洋子	福島県授産事業振興会 副会長	
高村 トミ子	福島県手をつなぐ親の会連合会 副会長	
佐藤 邦昭	福島県保育協議会 副会長	
常盤 峻士	福島県医師会 常任理事	
新田 さやか	東日本国際大学 准教授	副会長
児島 てい	公募委員	

審議経過

開催日	会議名等	内容
平成28年6月10日	第1回社会福祉審議会	専門分科会設置
平成28年7月15日	第1回専門分科会	会長、副会長選任 今後の進め方、論点の検討等
平成28年8月 2日	第2回専門分科会	現地視察 第1回の論点整理 各施設の今後の方向性の検討
平成28年8月22日	第3回専門分科会	第2回の論点整理 各施設の今後の方向性の検討
平成28年9月16日	第4回専門分科会	第3回の論点整理 意見具申(案)検討
平成28年10月17日	第2回社会福祉審議会	意見具申(案)審議